

栗石町議会議員選挙と同時に行います

7月21日 参議院議員通常選挙 投票日

7月21日(日)は参議院議員通常選挙の投票日です。投票所などをご確認の上、棄権せずに投票しましょう。

- 公示日 7月4日(木)
- 投票日 7月21日(日)
- 投票時間 7時～19時
- 投票場所 町内12カ所(入場券に記載されている投票所以外では投票できません)
- 開票 中央公民館 20時～

●期日前投票ができます(こちらは20時まで)

仕事や冠婚葬祭、レジャーなどで投票日に投票に行けない人は、期日前投票をすることができます。入場券が届いていなくても投票できます。

- 期日前投票所 栗石町役場2階201号会議室
- 期間・時間 7月5日(金)～20日(土)
8時30分～20時

※町議選の期日前投票は7月17日(水)からです。それ以前は参院選のみ投票できます。

※7月7日(日)は町消防演習のため、正面玄関・駐車場が使用できません。投票にお越しの際は正面玄関向かって左側の西口からお入りください。

●投票所入場券にご注意ください

入場券は選挙の公示日7月4日以降に郵送します。1枚で参院選と町議選を兼ねた入場券となりますが、栗石町から転出して4カ月以内の人などは、入場券が郵送されても、参院選は投票できますが町議選は投票できませんのでご注意ください。また、万一忘れてたり、無くしたりして投票所へ持参できなくても、本人と確認できれば投票することができます。

なお、6月20日までに町内転居をした人は新しい住所地の投票所で、6月21日以降に町内転居した人は、前の住所地の投票所で投票することになります。

※町議選や投票場所について詳しくは、広報しすくいし2019年6月号をご覧ください。

【問い合わせ先】栗石町選挙管理委員会事務局(町役場総務課内 ☎ 692-2111 (内線216、217))



消防車両18台による迫力の放水訓練(昨年の様子)



保育所児童による特別演技

消防団や婦人消防協力隊、自主防災組織、少年消防クラブらが、日ごろの訓練成果を披露する町の消防演習が開催されます。どうぞご参観ください。

消防演習ではポンプ操法やラッパ吹奏、ビーチボールを標的とした放水訓練などのほか、分列行進、保育所児童による特別演技などが行われます。

【日時】7月7日(日)、7時30分～正午

【場所】町役場駐車場、中央公民館前、上町・中町の県道

【交通規制】放水訓練の際に中央公民館前の町道栗石中央線が、分列行進の際に上町から中町までの県道栗石八幡平線が交通規制されます。

【問い合わせ先】町役場防災課(☎ 692・6410)

日頃の訓練成果を披露
7月7日
町消防演習の参観を!



このコーナーでは、特殊詐欺や悪徳商法などの実例をお知らせしながら、トラブルを未然に回避するための方法をご紹介します。

「還付金詐欺」に注意！ ATM で還付金はもらえません

手口が巧妙化して

被害が大幅に増加しています！

【被害の内容】

役所から「100万円以上残高がある通帳を持って手続きをすれば、口座に還付金が振り込まれる」という電話があったので、通帳を持ってスーパーのATMに行った。

指示された番号に電話し、担当者から言われた暗証番号「982337」を入力し操作をした。還付金が振り込ま



れたと思い、残高を確認したところ、98万2337円が他人の口座に振り込まれていることが分かった。

【注意のポイント】

- 「お金が返ってくるのでATMに行くように」という電話があったら還付金詐欺です。相手にせず、すぐに電話を切ってください。
- 役所などの公的機関や金融機関などの職員がATMの操作をするように連絡することは絶対ありません。
- 銀行店舗のATMではなく、操作の様子が周囲の目につきにくい

スーパーや駅などのATMへ誘導するケースが見られます。

- 「今日中に」「今なら」「今すぐ」と言われたら、まず詐欺を疑いましょう！
 - ATMの操作の際に、振込金額を「暗証番号」「受付番号」と言ったり、自分の口座への振り込みだと誤信させたりして、言葉巧みに振り込ませるのが手口です。
- ※お金が返ってくるなどの電話があったら、すぐに最寄りの警察や消費生活相談員（☎ 692-6472）にご相談ください。

周知

森林の伐採や林地開発には事前手続きが必要です

森林の伐採を行う場合は伐採を開始する90～30日前までに、また、林地開発を行う場合には事前に届け出や許可申請の各種手続きが必要となります。

- 保安林以外の森林の伐採 ▶ 町役場農林課 ☎ 692-6495
- 保安林での森林の伐採や土地の形質の変更 ▶ 盛岡広域振興局保安林制度担当 ☎ 692-6615
- 保安林以外の森林で1㍍を超える開発行為 ▶ 盛岡広域振興局林地開発許可制度担当 ☎ 692-6615

周知

町観光物産センター交流室 会議などにご利用ください

町観光物産センター（雫石銀河ステーション1階）内の交流室は、会議や展示会などに利用することができます。どうぞご利用ください。

- 【利用時間】9時～18時30分（同センターの営業時間内）
- 【利用料金】1時間当たり320円。ただし、利用内容や冷暖房使用の有無により異なりますので、詳しくはお問い合わせください。
- 町観光物産センター ☎ 692-5900

次回の軽トラ市は

7月14日(日)

時間：9時～13時

場所：よしゃれ通り商店街



サマージャンボ7億円

(1等5億円・前後賞各1億円合わせて)

サマージャンボミニ5千万円

(1等3千万円・前後賞各1千万円合わせて)

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。



7月2日(火)2種類同時発売!

各1枚 300円

発売期間 7/2(火)～8/2(金)

公益財団法人岩手県市町村振興協会

狩猟者(ハンター)求む！ あなたも狩猟宣言しませんか？

狩猟は、農林業などに被害を与える有害な鳥獣の個体数を調整する重要な役割を果たしています。狩猟や有害鳥獣捕獲などを行うためには、狩猟免許が必要です。

狩猟免許には、網猟、わな猟、第一種銃猟（装薬銃）、第二種銃猟（空気銃）の4種類があります。

●経費の一部補助について

町鳥獣被害防止対策協議会（事務局▷町役場農林課）は、新たに狩猟免許などを取得した人に対し、経費の一部を補助しています。

【補助対象者】

- ①町内に住所を有し新たに狩猟免許などを取得した人（取得予定者含む）
- ②狩猟免許などを取得したときの満年齢が50歳未満の人
- ③雫石町猟友会に加入し、雫石町鳥獣被害対策実施隊員として5年以上継続的に活動する意思がある人（加入予定者含む）

【補助対経費】

- ①わな猟免許または第一種銃猟免許の取得
- ②銃砲所持許可の取得
- ③猟銃などの購入

【補助額】 上限10万円（千円未満は

切り捨て）

【その他】町役場農林課で申請書類の交付、受け付けを行っています（予算額に達した時点で終了）。

町役場農林課 ☎ 692-6495

●狩猟免許試験を実施

県は、令和元年度狩猟免許試験を行います。受験案内や申請書などの詳細は、県ホームページをご確認ください。

盛岡広域振興局自然保護課野生物担当 ☎ 629-5371



受験案内のQRコード

周知

7月は水路維持管理月間草刈り作業にご協力を

町は、雫石町土地改良区および各地域維持管理委員会と連携して用水路や排水路などの維持管理に努めています。例年、雑草などが繁茂する7月には水路周辺の草刈りのほか、ごみ拾いなどの清掃作業を重点的に行っており、今年もこれらの作業を各地域維持管理委員会が定めた日に実施します。

農家以外の水路利用者（排水放流者など）の皆さんにおいても事業の趣旨をご理解いただき、草刈り作業などの要請があった際にはご協力をお願いします。

☎ 町役場地域整備課 ☎ 692-6406
雫石町土地改良区 ☎ 692-2626

募集

雫石町地域医療協議会委員を募集

町は、雫石町地域医療協議会委員を募集します。

同協議会は、地域医療の充実を図るため設置しており、雫石診療所を中心とした保健・医療・福祉の連携や同診療所の運営、町の医療計画などを諮問する機関で、委員は合計8人です。

【募集人数】2人（住民代表）

【募集期間】7月12日（金）まで

【任期】2019年8月1日～2021年

高齢者や障がい者にやさしい住まいづくりに補助

町は、町内に住む身体の不自由な高齢者や障がい者が、快適に日常生活を送れるよう住宅を改修する場合に、その工事にかかる費用の一部を補助しています。

【対象者】介護保険の要支援または要介護者、下肢または体幹機能障害による身体障害者手帳1～3級の交付を受けている人で、日常生活に介助が必要な人。ただし、対象者および配偶者、または扶養義務者の前年の所得が規定の額を超える世帯、新築、増築、賃貸住宅、以前に本事業

の補助を受けた住宅、本事業決定前の工事着手は対象となりません。

【対象工事】トイレ・浴室などの改善、段差解消、手すりの設置など

【補助額】改修工事費80万円までを対象に最高40万円

【補助件数】2件

※原則として先着順

【必要物品】見積書、平面図（改修前と改修後）、写真（施工箇所）、介護保険証または身体障害者手帳、印鑑

☎ 町役場総合福祉課 ☎ 691-1105

7月31日（2年間）

【申し込み方法】町ホームページ応募フォームまたは申込書に必要事項を記入の上、郵送・FAXなどでご応募ください。

選考結果は、本人宛て7月下旬にお知らせします。

☎ 町役場健康推進課 ☎ 692-2227

FAX 692-0308 ㊦ 雫石町万田渡74番地1

周知

裁判所職員一般職（高卒者区分）の採用試験を実施

【対象官職】裁判所の一般事務を行う裁判所事務官

【採用予定人員】3人程度（仙台

高等裁判所の管轄区域内）

【受験資格】2019年4月1日において、高等学校または学校教育法に基づく中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して2年を経過していない者および、2020年3月までに高等学校または中等教育学校を卒業する見込みの者

【受付期間】インターネット申し込み▶7月9日（火）～18日（木）

【試験日】1次試験▶9月8日（日）

【最終合格者発表日】2次試験を経て、11月8日（金）

【試験地】盛岡市ほか東北地方の主要都市

☎ 盛岡地方裁判所事務局総務課人事第一係 ☎ 622-3352

一般住宅などを対象 下水道設備に係る各種補助制度

町は、一般住宅などを対象とした下水道設備に係る各種費用の一部を補助します。なお、補助金交付にはいくつか条件がありますので、ご利用を検討される人はご相談ください。

●浄化槽設置費補助金

下水道と農業集落排水の供用開始済み区域以外で、一般住宅および事業所に浄化槽を設置する場合に補助します。

本年度から、単独浄化槽から合併浄化槽へ転換する際の浄化槽撤去費用や、宅内配管費用の一部も補助対象となりました。

【補助金限度額】

①浄化槽の設置（5人槽▶61万6,000円、7人槽▶77万1,000円、10人槽▶102万9,000円）

②単独浄化槽の撤去費用▶3万円

③単独浄化槽から合併浄化槽に転換する場合の宅内配管工事費用▶10万円

●浄化槽維持管理費補助金

下水道と農業集落排水の供用開始済み区域以外で、一般住宅および事業所に設置されている浄化槽の維持管理費用の一部を補助します。

受付期間は、維持管理契約書に記

載してある契約完了日から1カ月以内です。期間を過ぎた場合、補助対象であっても申請は無効となります。

【補助金額】2万円

●排水設備の工事費など

一般住宅と共同住宅を対象に、公共下水道および農業集落排水に接続する工事費の融資あっせんを行っています。融資決定後は、融資に係る利息分を補助します。

【融資限度額】一般住宅▶130万円、同住宅・貸家・アパートなど▶250万円

☎ 町役場上下水道課 ☎ 692-6408

健康センターだより

【健康センター(つどいの広場) 開放日】 毎週月・水・金曜日 10時～16時 【問い合わせ先】 町役場健康推進課 ☎ 692-2227 FAX 692-0308

※健康センター(栗石診療所)は、敷地内全面禁煙です。

80歳歯科健診のお知らせ

【対象者】 1939年1月1日～12月31日生まれの人
【期間】 7月31日(水)まで
【費用】 無料※検査や治療に要する費用は自己負担。

【実施医療機関】 つなぎ歯科医院、沼田歯科クリニック、栗石歯科医院、たにふじ歯科医院、土樋歯科医院
※対象者には既に案内を送っています。事前予約の上受診してください。

食中毒に御用心!

細菌が原因となる食中毒は気温や湿度が高い夏場に多く発生します。次のことに気をつけて、食中毒を予防しましょう。
◎調理前、食事前などはこまめに

手洗いをする。◎食品は冷蔵庫に入れるなど低温で保存し、早めに食べる。◎ほとんどの細菌は加熱によって死滅するため、食品は十分に加熱して食べる。

大切なご家族を亡くされたあなたへ

岩手県精神保健福祉センターは、集団認知行動療法プログラム「こころサロン ENERGY」を実施します。
【日程】 隔週土曜日全6回のプログラム※2クール開催予定
【場所】 岩手県福祉総合相談セン

ター(盛岡市本町通3丁目19-1)
【対象】 ご家族を亡くされ、強い悲しみが1年以上続いている人
【問い合わせ・申込先】 8月15日(木)までに、電話にて申し込みください。
☎ 岩手県精神保健福祉センター ☎ 629-9617

町健康づくり表彰に該当する人を募集中

町は、健康づくり活動を積極的に実践している町内の個人や団体などを表彰しています。
【対象】 健康づくりに関する活動を積極的、自主的に行っている個人や団体など
【募集要件】 町内在住または活動の拠点が町内にある個人や団体などで、次のいずれかに該当すること▶①健康づくりの目的をもって継続的に活動し、今後一層の発展

および充実が期待される②地域の健康づくりに先進的に取り組み、他の模範となる
【応募方法】 推薦書に必要事項を記入の上、持参またはFAXなどでご応募ください。推薦書は町ホームページからダウンロードできます。
【応募期限】 7月5日(金)
☎ 町役場健康推進課 ☎ 692-2227 FAX 692-0308 e kenko@town.shizukuishi.iwate.jp

◆7月の乳幼児健康診査、各種相談

会場▶保:保健センター 健:健康センター

実施日	内容	対象者	受付時間	会場
5日(金)	1歳6カ月児健診	2017年11、12月生まれ	13時～13時10分	保
11日(木)	話しこするべ	思いや悩みを聞いてもらいたい人	11時～13時	健
25日(木)				
12日(金)	乳幼児健診	3～4カ月、9～10カ月、1歳児	13時～13時30分	保
19日(金)	3歳6カ月児健診	2016年1、2月生まれ	13時～13時30分	保
24日(水)	赤ちゃん相談	1歳までのお子さん	9時30分～11時	保
26日(金)	ことばの相談	ことばについて心配や相談がある就学前のお子さん(要予約)	10時～	保
30日(火)	3歳児歯科健診	2016年6、7月生まれ	13時～13時30分	保

※乳幼児健診の対象者▶3～4カ月児=2019年3月生まれ、9～10カ月児=2018年9月生まれ、1歳児=2018年7月生まれ
※乳幼児健診などの母子健康手帳の受け付けは、保健センターで正午から行います。

栗石診療所 7月のご案内

問い合わせ先☎ 692-3155

◆◆◆ 外来診療 ◆◆◆

受付時間▶ 8時30分～11時30分
13時30分～16時30分

○診療は内科のみです。
○土曜日は午前中のみ診療です。
○夜間・休診日の場合、当診療所を受診している患者さまについてはお問い合わせください(休日当番医は実施します)。
※病棟に面会の際は、感染防止のため、マスクをお持ちになりご着用ください。
※担当医は予告なく変更となる場合があります。

日にち	午前	午後
1 (月)	千葉・七海・増田	千葉・七海・増田
2 (火)	千葉・七海	千葉・七海
3 (水)	千葉・七海	千葉・七海
4 (木)	千葉・七海	七海
5 (金)	千葉・七海・増田	七海・増田
8 (月)	千葉・七海・増田	千葉・七海・増田
9 (火)	千葉・七海	千葉・七海
10 (水)	千葉・七海	千葉・七海
11 (木)	千葉・七海	千葉
12 (金)	千葉・七海・増田	千葉・七海・増田
13 (土)	千葉	
14 (日)	休日当番医	
16 (火)	千葉・七海	千葉
17 (水)	千葉・七海	千葉・七海
18 (木)	千葉・七海	七海
19 (金)	千葉・七海・増田	千葉・七海・増田
22 (月)	千葉・七海・増田	千葉・七海・増田
23 (火)	千葉・七海	千葉・七海
24 (水)	千葉・七海	千葉・七海
25 (木)	千葉・七海	千葉
26 (金)	千葉・七海・増田	千葉・七海・増田
27 (土)	七海	
29 (月)	千葉・七海	千葉・七海
30 (火)	千葉・七海	千葉・七海
31 (水)	千葉・七海	千葉・七海

◆◆◆ 出張診療所 ◆◆◆

●西山出張診療所(☎ 693-2866)
【診察日】 7月は4日、11日、25日
【診療時間】 4日▶14時～16時30分
11日、25日▶14時～15時
●御明神出張診療所(☎ 692-6133)
【診察日】 7月は11日、18日、25日
【診療時間】 11日、25日▶15時30分～16時30分、18日▶14時～16時30分